

**企業会計基準公開草案第19号「金融商品に関する会計基準（案）」及び企業会計基準
適用指針公開草案第23号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
に対する意見**

平成 19 年 9 月 3 日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1. 定量的なリスク情報の開示について（適用指針第 15 項）

（コメント）

適用指針第 15 項にある定量的なリスク情報を財務諸表に注記することを容認する記載は、削除すべきである。

（理由）

適用指針第 15 項にも記載されているように、当該定量的なリスク情報の算定手法は単一ではなく、また、取り扱っている金融商品の量やデータの蓄積状況など、企業によって大きく異なるものである。このような各社が独自に算定した数値を財務諸表注記で示した場合には、当該数値が一定の基準に基づいて算定され適正性が確保された数値であると読者に誤解を与える可能性が高い。また、このような一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づかない数値については、監査の実施が困難であることから、当該情報の開示を容認すべきではないと考える。

なお、当協会は、平成 16 年 11 月に IFRS 公開草案第 7 号「金融商品：開示」において提案された感応度分析の開示に対して、感応度分析の開示範囲及び内容は、企業の属する業種や経営陣の適用する分析手法によって異なるため、会計基準が適正開示につき規定することは困難である旨のコメントを提出していることを念のため申し添える。

2. 時価の算定方法について（適用指針第 17 項）

（コメント）

金融商品の種類ごとの具体例、簡便的な取扱いや留意すべき事項を含む時価の算定方法に関する適用指針を定めるべきである。

（理由）

参考（開示例）の冒頭に、「記載内容については、各企業はその実情に即して適切に注記する必要がある」と記載されているが、時価の算定を要する金融商品の範囲が拡大しており、時価の算定方法及びその許容範囲についてある程度のコンセンサスを得ておかなければ、企業ごとに精度の様々な時価が算定・開示され、比較可能性を阻害することもあると考えられる。したがって、特に時価評価の対象とされていない金融商品については、開示例を参考として示

すだけでなく、金融商品の種類ごとの具体例、簡便的な取扱いや留意すべき事項を含む時価の算定方法に関する適用指針を定めるべきであると考ええる。

3. その他有価証券の決算時の時価について（会計基準（注7）、適用指針第22項）

（コメント）

その他有価証券の決算時の時価として、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることを認める金融商品会計基準（注7）の規定については、削除を検討すべきである。当該規定を削除しない場合でも、時価の注記として開示するものは期末日の市場価格に基づいて算定された価額とすべきである。

（理由）

その他有価証券の決算時の時価として、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることは国際基準に比して一般的でないため、この機会に当該容認規定を削除すべきであると考ええる。

また、当該規定を削除しない場合でも、投資家にとって有益な情報を提供するという目的からは、期末日の市場価格に基づいて算定された価額を開示する方が有益であると考えられるため、時価の注記として開示するものは期末日の市場価格に基づいて算定された価額とすべきである。

4. トレーディング目的で保有する金融資産について（適用指針第4項）

（コメント）

トレーディング目的で保有する金融資産については適用指針第4項(4)等の対象から除外し、売買目的有価証券に準じて注記を行う旨の規定を設けるべきである。

（理由）

金融商品実務指針第269項では、金銭債権等の金融資産のうち、トレーディング目的で保有するものについては、売買目的有価証券に準じて取り扱うものと定めている。このような金融資産については、その取引の態様から、金銭債権等として注記を行うよりも売買目的有価証券に準じて注記を行うことが有用と考えられる。

5. 「市場価格のない有価証券」から「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」への改正について（会計基準第20項、第21項）

（コメント）

会計基準第19項で「市場価格のない有価証券」から「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」への改正を行っているが、これにあわせて会計基準第20項及び第21項も改正すべきである。

（理由）

時価が著しく下落した場合の取扱いについては、これまでも合理的に算定された価額を含めた時価の有無によって取扱いを定めている（金融商品実務指針第91項から第93項参照）。また、下記6. に記載のとおり、市場価格がなくても、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に該当しない株式があることを想定しているような記述がある（適用指

針第 34 項)。これらの事項との関係を考えると、会計基準第 20 項の「市場価格のあるもの」を「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に該当しない有価証券」に改正し、第 21 項の「市場価格のない株式」を「時価を把握することが極めて困難と認められる株式」に改正することが適切ではないかと考えられる。

6. 市場価格のない株式について（適用指針第 34 項）

（質問事項）

「なお、将来キャッシュ・フローが約定されていない株式は、市場価格がない場合、通常、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に該当するものと考えられる。」と、「通常」という表現が用いられているが、市場価格がなくても、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に該当しない株式があることを想定しているということか。また、それはどのようなケースを想定しているのか。

以 上